

平成十九年六月十九日受領
答弁第三七四号

内閣衆質一六六第三七四号

平成十九年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのフジモリ氏の日本国籍の有無については、国籍法（昭和二十五年法律第四百十七号）に照らし、確認作業を進めた結果、平成十二年十二月十一日までに日本国籍を有している事実が確認されている。

二及び三について

日本国籍を有する者は、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し政府が行う事務の対象である。政府としては、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

四について

お尋ねについては、フジモリ氏個人のプライバシーにかかわる内容であることから、お答えすることは差し控えたい。